

解体工事の流れ

1. 現地調査

対象物の面積及び境界の確認、解体工法・使用機械の選定、搬出経路の確認、仮設養生の確認、作業場所・周辺の状況の確認、残存物品の有無、付着物の有無、有害物質の有無の確認を行います。

2. お見積書提出

現地調査に基づき、お見積書を提出。

3. ご契約

お見積書の内容を確認・納得して頂いた後、契約となります。

4. 書類作成・提出

一定規模以上(建築物の解体工事の場合、床面積の合計が 80m^2 以上)の対象工事の場合、建設リサイクル法に基づき、工事の7日前までに建築物等の構造・工事着手時期・分別解体等の計画等について届出書を作成し、都道府県知事(又は、建築主事を置く市町村・特別区の長)届け出なければなりません。

5. 近隣ご挨拶

解体工事に伴い、少なからず近隣の皆様方にはご迷惑が掛かりますので、ご挨拶をさせていただきます。

6. 電気・水道・ガス・電話等引込み配管、配線撤去の手配

近年、個人情報保護法により解体業者より依頼のライフライン撤去が難しくなっており、施主様より直接ご連絡して頂くようになっております。

7. 養生足場の設置

対象物高さ・立地条件等を考慮し、仮設養生足場を設置致します。

8. 解体工事着手

建築設備・内装材等の取り外し

屋根葺き材の取り外し

外装材・上部構造部分の取り壊し

基礎・基礎杭の取り壊し

対象建物の構造・立地条件により、適切な工法で分別解体作業致します。また、搬出経路の幅員・地盤等によっては、敷き鉄板等により養生して搬出します。

9. 整地

解体撤去後の確認をし、地盤を整地します。基礎等を撤去すると地盤が下がりますので、事前にお申し付け下されば、真砂土・砕石等により基盤整正致します。

10. 工事完了

施主様の立会いのもと、確認をして頂きお引渡し。

解体作業完了後の埋立、造成工事・L型擁壁設置等も行っておりますので、ご遠慮なくご相談下さい。